

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西の丘地区）を行うことについて平成27年5月28日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において平成27年6月12日から同年7月2日まで縦覧に供する。

平成27年6月5日

香川県知事 浜 田 恵 造